

訪問看護重要事項説明書

1. 法人の概要

名称	医療法人社団 恵隆会
代表者名	理事長 浮谷 勝郎
所在地・連絡先	住所 千葉県市川市大洲 4-13-15 (恵隆会事務局 市川市新田1-16-17) 電話 047-326-2233 Fax 047-326-2234

2. 事業所の概要

事業署名	訪問看護ステーション きらきら
所在地・連絡先	住所 千葉県市川市大野町2丁目105-1 電話 047-303-8686 Fax 047-303-8787
事業所番号	千葉県第1262790137号
管理者名	村山 晃子
事業の実施地域	市川市・船橋市・松戸市・鎌ヶ谷市

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日 及び国民の休日のはのぞく
営業時間	午前9時から午後5時

4. 事業の目的と運営方針

目的 当事業所は、家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な看護を提供することを目的とします。

方針 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援します。事業の実施に当たっては、居宅、市町村、地域、保健、福祉、医療機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5. サービスの内容

- 1) 症状・障害の観察
- 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事および排泄等日常生活の世話
- 4) 褥創の予防・処置
- 5) リハビリテーション
- 6) ターミナルケア
- 7) 認知症患者等の看護
- 8) 療養生活や介護方法の指導
- 9) カテーテル等の管理
- 10) その他医師の指示による医療処置

6. サービスの利用料

(1) サービス利用料

保険種別など	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で主治医が訪問看護を必要と認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の適応でない方 ②介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や病状の方 ③その他
基本利用料	別紙参照	別紙参照

※ キャンセルされる場合は事前にお知らせください。料金はかかりません。

(2) 保険外利用時の料金

サービスの内容	時間／料金			
保険でカバーできない内容の訪問看護サービス (60分までのご利用料金)	9時～17時	8,400円		
	7時～9時	10,500円	17時～22時	10,500円
	22時～7時	12,600円		
	土・日・祝日	12,600円		
死亡時の看護 ・死亡時のご遺体のお世話	1回	13,000円		

(3) その他の利用料

交通費	・介護保険 実施地域内は不要 ・医療保険及び実施地域外 ・公的交通機関（タクシー、バス等）・・・実費相当 ・訪問車・・・5 km ごとに片道 100 円
日常生活物品	おむつ・ガーゼ・テープなど・・・実費相当

(4) 利用料、その他の費用の請求および支払い方法

利用料、その他の費用の請求	・利用料、その他の費用は利用のあった月の合計金額により請求いたします。 ・請求書は利用明細を添えて利用のあった月の翌月に発行いたします。
利用料、その他の費用の支払	・ご自宅に訪問した際に、徴収させていただきます。

7. 職員の勤務体制

従業員数

職 種	看 護 師	(常 勤	名	非常勤	名)
	理学療法士	(非常勤	2 名		)
	事 務	(常 勤	1 名		)

8. 緊急時の対応方法

速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

主治医との連絡が困難な場合には、利用者、家族等の同意の上で緊急搬送等行います。

9. 苦情申し立て窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談責任者 管理者 村山 晃子

対応時間 月～金 9：00～17：00

電話番号 047-303-8686